

2021年1月8日

関係者各位

一般財団法人全国山の日協議会
常務理事 事務局長 手塚友恵

本会におけるテレワークに関する基本方針について

平素より会務にお力添えをいただきましてありがとうございます。

本会ではすでに、事務局職員に対して、ICT 技術を利用して時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推奨しております。また、オフィス内ではしかその処理ができない業務以外については、下記の通り、オフィス内にいるのと同様、あるいはより効率的な業務処理を遂行しております。

- 1) テレワークの利用対象者は事務局員とする。但し、利用に際しては事務局長の承認を要する。
- 2) テレワークの勤務時間は原則としてオフィスにおける勤務時間と同様とする。
- 3) テレワークのために貸与された機器の私的利用を禁止する。
- 4) 事務局員の給与および手当は、テレワークの利用の有無によって変わるものではない。
- 5) テレワークは本会の勤務管理上の選択肢であり、事務局員の権利ではない。
- 6) 事務局員のテレワークの利用は任意であり、本会は事務局員に対し、テレワークの利用を禁止することもできる。

緊急事態宣言発出に伴う事務局の勤務体制について

2021年1月7日、緊急事態宣言の発出が決定されました。東京都では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都内全域を対象に、1月8日0時から2月7日24時まで緊急事態措置等を実施し、不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛、並びに事業者に対してはテレワーク等の実施が呼び掛けられました。これに伴い、当会では事務局の運営について以下のように対応をすることといたします。

- 1) 2021年1月8日から2月7日まで職員の勤務はテレワークによるものとし、オフィスには事務局員のみが在局する。
- 2) 業務出張、5名以上による対面集型の会議、会合への参加は原則禁止する。

この措置により関係者の皆様には、特に郵送物等の受取・発送の遅れ、また電話応答についてご不便をお掛けすることが多々あるかと存じますが、業務パフォーマンスの低下を極力避ける努力を今後も継続してまいりますので、何卒ご賢察のうえ、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

本邦において「山と自然に親しむ機会」が将来に渡って減退することがないように、今できることを最優先に業務を進めてまいります。

以上